秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第１項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第２号）第８条の３第３号の規定により告示する。

令和８年10月５日

秋田市上下水道事業管理者　佐々木　　保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
有限会社ヤマグチ	山　口　　勉	秋田県北秋田市阿仁荒瀬字向岱10番地	令和８年９月30日
八柳設備	八　柳　正　悦	秋田県南秋田郡井川町浜井川字新堰66番地	令和８年９月30日
株式会社ナックテック	中　川　英　郎	秋田市飯島新町二丁目４番28号	令和８年９月30日
有限会社佐々木電器	佐々木　光　之	秋田県大仙市南外字下鎌田67番地１	令和８年９月30日
有限会社天新工業	天　野　一　也	秋田県男鹿市脇本脇本字上谷地140番地１	令和８年９月30日
大和住設	武　村　敏　治	秋田市仁井田栄町２番44号	令和８年９月30日
サンケン住宅	大　友　幸　作	宮城県仙台市宮城野区西宮城野４番７号	令和８年９月30日